

職業婦人調査

一一一

故に費用の關係もあり場所の都合其他もあるだらうけれども卒業後の資格進級のこと等も考慮に入れて選擇すべきである。

斯く看護婦たらんとする者の辿るべき三道は何れも一得一失の特徴を有するものなれば進まんとする前に充分考慮して出づべきであらう。

次に看護婦試験の出願者に對する合格者の割合を見れば各府縣毎に差あれ大體二五乃至四〇%位である。然し出願者よりも受験者の數の著しく減じてゐるのを見れば之に對する合格者の割合は約五割位のものかと思ふ。

○看護婦規則（大正四年六月三十日内務省令第九號大正十一年九月省令第二三號同十四年八月同第一四號改正）

第一條 本令ニ於テ看護婦ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ傷病者又ハ婦婦看護ノ業務ヲ爲ス女子ヲ謂フ
第二條 看護婦タラムトスルモノハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官（東京府ニ於テハ審視總監以下之ニ做フ）
一、看護婦試験ニ合格シタル者

二、地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

三、大正五年四月關東都督府令第十六號看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格ヲ有スル者

四、大正十一年五月朝鮮總督府令第七十六號看護婦規則第一條第一號乃至第三號ノ資格ヲ有スル者

五、大正十二年十二月樺太廳令第五十六號看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格ヲ有スル者

六、大正十三年二月臺灣總督府令第十八號看護婦規則第二條第一號乃至第三號ノ資格ル有スル者

地長官免許ヲ與フルトキハ看護婦免狀ヲ下付ス

第三條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムルモノニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 一、正八 | 一、正九 | 一、正十 | 一、正十一 | 一、正十二 | 一、正十三 | 一、正十四 | 一、正十五 | 一、正十六 | 一、正十七 | 一、正十八 | 一、正十九 | 一、正二十 | 一、正廿一 | 一、正廿二 | 一、正廿三 | 一、正廿四 | 一、正廿五 | 一、正廿六 | 一、正廿七 | 一、正廿八 | 一、正廿九 | 一、正三十 | 一、正卅一 | 一、正卅二 | 一、正卅三 | 一、正卅四 | 一、正卅五 | 一、正卅六 | 一、正卅七 | 一、正卅八 | 一、正卅九 | 一、正四十 | 一、正四十一 | 一、正四十二 | 一、正四十三 | 一、正四十四 | 一、正四十五 | 一、正四十六 | 一、正四十七 | 一、正四十八 | 一、正四十九 | 一、正五十 | 一、正五十一 | 一、正五十二 | 一、正五十三 | 一、正五十四 | 一、正五十五 | 一、正五十六 | 一、正五十七 | 一、正五十八 | 一、正五十九 | 一、正六十 | 一、正六十一 | 一、正六十二 | 一、正六十三 | 一、正六十四 | 一、正六十五 | 一、正六十六 | 一、正六十七 | 一、正六十八 | 一、正六十九 | 一、正七十 | 一、正七十一 | 一、正七十二 | 一、正七十三 | 一、正七十四 | 一、正七十五 | 一、正七十六 | 一、正七十七 | 一、正七十八 | 一、正七十九 | 一、正八十 | 一、正八十一 | 一、正八十二 | 一、正八十三 | 一、正八十四 | 一、正八十五 | 一、正八十六 | 一、正八十七 | 一、正八十八 | 一、正八十九 | 一、正九十 | 一、正九十一 | 一、正九十二 | 一、正九十三 | 一、正九十四 | 一、正九十五 | 一、正九十六 | 一、正九十七 | 一、正九十八 | 一、正九十九 | 一、正一百 |
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|

第四條 看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

試験科目ハ左ノ如シ

- 一、人體ノ構造及主要器官ノ機能
- 二、看護方法
- 三、衛生及傳染病大意
- 四、消毒方法
- 五、綁帶及治療器械取扱大意
- 六、救急處置

第五條 一年以上看護ノ學術ヲ修業シタルモノニアラザレバ看護婦試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條 看護婦ハ主治醫師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ對シ治療器械ヲ使用シ又ハ薬品ヲ授與シ若ハ之ガ指示ヲ爲スコトヲ得ズ但臨時救急ノ手當ハ此限ニ在ラズ

第七條 看護婦其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ免狀ヲ寫ヲ添へ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ズベシ
前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スベシ

第八條 看護婦免狀ヲ毀損失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日内ニ住所地ノ地方長官ニ再下ヲ願出ヅベシ但毀損ノ場合ニハ毀損シタル免狀ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

第九條 看護婦廢業シタルトキハ二十日内ニ免狀ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スミシ看護婦三年以上其ノ業務ヲ督マザルトキハ廢業シタルモノト見做ス

看護婦になるまでの道程

職業婦人調査

一一四

看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日内ニ免狀ヲ返納スベシ

第一項及第三項ノ場合ニ於テ免狀ヲ返納スルコト能ハザルトキハ其事由ヲ届出ズベシ
第十條 看護婦第三條ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免狀ヲ返納セシムルコトアルベシ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケズシテ看護ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中其ノ業務ヲ爲シタル者又ハ第六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第七條第一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ與ヘタル免狀、免許狀、免許證ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦免狀ト看做ス

本令施行ノ際現ニ地方廳ノ看護婦名簿ニ登録ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做シ看護婦免狀ヲ下付ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月内ニ願出ヅルトキハ地方長官ハ履歷ヲ審査シ試験ヲ要セズ免許ヲ與

フルコトヲ得

前項ノ免許ハ本令第二條ニ依ル免許ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス

地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有ゼル者ニ對シ當分ノ内其ノ履歷ヲ審査シ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下付スルコトヲ得

准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業務ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月内ニ願出ヅルトキハ地方長官ハ履歷ヲ審査シ試験ヲ要セズ免許ヲ與

フルコトヲ得

改正大正九年五月八日警視廳令第十一號

第一條 看護婦ノ免許ヲ受ケントスル者ハ願書ニ履歴書戸籍謄本、又ハ戸籍抄本及出願前六ヶ月以内ニ撮影シタル寫真（手札形半身下單ニ規則ト記ス）附則第四項又ハ第六項ニ該當スルモノハ本條第一號證書ハ之ヲ添附スルヲ要セズ

一、看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格證書ノ寫

二、精神病又ハ傳染性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書

前項ニ依リ免許證ヲ受クルトキハ手數料金五十錢ヲ納附スベシ

第二條 看護婦試験ヲ受ケントスル者ハ願書ニ履歴書戸籍謄本、又ハ戸籍抄本及出願前六ヶ月以内ニ撮影シタル寫真（手札形半身ニシテ裏面ニ住所、氏名、生年月日及撮影年月日ヲ自書スルヲ要ス）ヲ添附スベシ

前項出願ノ場合ニ於テハ手數料金一圓ヲ納附スベシ但シ既納ノ手數料ハ之ヲ還附セズ

試験願書ノ提出期ハ毎年五月及十一月トス

試験施行ノ日時及場所ハ三十日前ニ之ヲ告示ス

第三條 試験ニ關スル規定ニ違背シ又ハ不正ノ行爲アリタルモノハ試験ヲ無効トス

第四條 試験ニ合格シタルモノニハ合格證書ヲ下付ス

第五條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、免狀又ハ看護婦證票ヲ他人ニ貸與スベカラズ

二、故ナク看護ノ依頼ヲ拒ムベカラズ

三、故ナク業務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

四、從業中ハ一定ノ看護衣ヲ着用スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ之ヲ着用スルコト能ハザルトキハ其ノ旨口頭ヲ以テ所轄警

察官署ニ届出ズベシ

看護婦になるまでの道程

一一五

五、認可ヲ受ケタル額ヲ超エテ看護料ヲ請求シ又ハ之ヲ受クベカラズ

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帶シ當該官吏又ハ依頼者若クハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示ズベシ

看護婦會員タル看護婦ハ看護婦證票ヲ以テ免狀ニ代フルコトヲ得

第七條 看護婦其ノ住所ヲ變更シタルトキハ免狀寫ヲ添ヘ十日以内ニ後ノ住所地所轄警察官署ニ届出ズベシ

第七條ノ二 看護婦ハ看護料ノ額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クベシ但シ看護婦會ノ經營者及會員又ハ看護ノ業務ニ關スル團體若クハ組合ノ組織者ハ此ノ限ニアラズ

第八條 規則第八條又ハ第十條第二項ニ依リ免狀ノ書換又ハ再下附ヲ出願セントスルモノハ手數料金二十錢ヲ納付ズベシ

第九條 他ノ廳府縣ノ免狀ヲ有スル看護婦ニシテ管内ニ於テ臨時業務ニ從事シ一ヶ月ヲ經過シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免狀ノ寫ヲ添ヘ之ヲ廢止シタルトキハ其旨ヲ三月以内ニ從業地所轄警察官署ニ届出ズベシ

第十條 看護婦ノ業務ニ關シ團體又ハ組合ヲ組織セントスル者ハ代表者ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ事務所所轄地所轄警察官署ノ認可ヲ受クベシ

一、名稱、事務所々在地

二、代表者ノ履歴書

三、役員ノ種類、員數、及氏名並其ノ履歴書

四、規約

五、團體員ノ住所、族籍、氏名、生年月日、看護婦免狀ノ番號、下付年月日、及廳府縣名

前項ノ團體又ハ組合ニハ其ノ性質又ハ後數條ノ規定ニ依リ差異ノ生ズルモノ、外看護婦會取締規則ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 前條規定ノ團體又ハ組合ハ見習ノ養成ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ主任者ヲ定メ其ノ住所、氏名、生年月日、及履歴書ヲ添ヘ事務所々在地所轄警察官署ニ届出ズベシ

第十條ノ三 第十條規定ノ團體又ハ組合ニハ看護婦ニ非ザル者ヲ加入セシムルコトヲ得ズ

役員ハ團體員又ハ組合員中ヨリ選出スベシ

第十條ノ四 第十條第一項第四號ノ規約ニハ左ノ事項ヲ掲グベシ

一、名稱、事務所々在地

二、役員ノ種類、及員數、並任期

三、役員ノ選舉ニ關スル事項

四、費用ノ分擔ニ關スル事項

五、派出ニ關スル事項

六、看護料其他公衆ヨリ受クル費用ニ關スル事項

七、其他必要ナル事項

第十條ノ五 團體員又ハ組合員ニ移動アルトキハ十日以内ニ第十條第一項第五號ノ事項ヲ具シ事務所々在地所轄警察官署ニ届出ヅベシ

役員ニ移動アルトキハ其ノ旨十日以内ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ在リテハ新ニ就任シタル者ニ限り履歴書ヲ添附スベシ

第十一條 看護婦會其他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ解散シタルトキハ解散後十日以内ニ届出ヅベシ

第十二條 所轄警察官署ハ看護婦ニシテ精神病又ハ傳染性疾患ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ警察醫ヲシテ之ガ検診ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十三條 第一條第二項、第二條第二項及第八條ニ依リ納付スベキ手數料ハ東京府金庫事務取扱銀行若クハ其ノ代理店ノ預金證（警視廳受取人ト指定シタルモノニ限ル）又ハ郵便爲替證書ヲ以テスベシ

第十四條 規則第七條第一項、第八條、第九條第一項、第三項、第四項、本令第一條、第十條第一項及第十一條ノ願届ハ所轄警察

看護婦になるまでの道程

官署ヲ經由スベシ

第十五條 本令ニ關スル警察官署ノ職務ハ島地ニアリテハ島廳又ハ島役所之ヲ行フ

第十六條 第五條、第六條、第七條、第九條、第十條第一項、第十一條ノ規定ニ違背シ又ハ第十條第三項ノ命令ニ從ハズ若クハ第十二條ノ検診ヲ拒ミタルモノハ科料ニ處ス

第十八條 則 除

附 則

第十七條 看護婦免狀ヲ所持スルモノニシテ現ニ東京府下ニ住居スル者ハ住所、氏名、生年月日及免狀ヲ交付シタル廳府縣名、免狀ノ年月日、番號ヲ記シ大正四年十二月三十一日マデニ届出ヅベシ

本令ハ大正九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦會取締規則（東京）

警視廳令第十號（大正九年五月八日）

第一條 公衆ノ需メニ應ジ看護婦ノ派出ヲ業務トスル目的ヲ以テ看護婦會ヲ經營セムトスル者ハ住所、業務所々在地、看護婦ノ名稱族籍、氏名、生年月日ヲ記シタル願書ニ左ノ事項ヲ具シ業務所々轄警察官署ノ許可ヲ受クベシ

一、會則

二、看護婦免狀寫

三、履歷書

四、業務所ノ開取圖

五、業務所建物ノ概要

第二條 看護婦會ヲ經營セントスル者ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

一、滿五年以上看護婦トシテ業務ヲ爲シ且ツ現ニ之ニ從事スルモノタルコト

二、禁治產者、準禁治產者、破產者ニ非ラザルコト

三、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ非ラザルコト

四、看護婦ノ業務ニ關スル犯罪ノ前科ナキコト

第三條 前條ノ規定ニ該當スル者ト雖モ資產、信用及素行其ノ他ニ付不適當ト認ムル者ニ對シテハ許可セザルコトアルベシ

第四條 業務所ニハ豫定會員數ニ應ジ相當ナル寄宿舍設備ヲ有スル事ヲ要ス

前項ノ設備其ノ他ニ付不適當ト認ムルトキハ許可セザルコトアルベシ

第五條 看護婦會々則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名稱、業務所々在地

二、會員ノ豫定數（看護婦ノ豫定數見習ノ豫定數）

三、會員ノ種類

四、會員ノ入會及退會ノ手續

五、會員ヨリ徵收スル會費、手數料、食費

六、等級ノ創定及變更ニ關スル標準

七、會員ノ監督並教養ノ方法

八、會員ニ與フベキ休養及便宜

九、見習ノ養成ニ關スル契約事項

十、會員ノ派出ニ關スル事項

看護婦になるまでの道程

十一、看護料其ノ他公衆ヨリ受クル諸費

十二、其他必要ナル事項

第六條 経営者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ本人又ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ事由ノ生ジタルトキ又ハ之ヲ發見シタルトキヨリ十日内ニ所轄警察官署ニ届出ズベシ

一、廢業又ハ休業シタルトキ

二、死亡シタルトキ

三、行衛不明トナリタルトキ

四、本籍、住所、族籍、氏名ニ變更ヲ生ジタルトキ

第七條 業務所建物ノ構造又ハ會則ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クベシ

第八條 経営者ハ業務所外見易キ場所ニ其ノ名稱及氏名ヲ記シタル標札ヲ掲出シ夜間ハ標燈ヲ點ズベシ

第九條 経営者ハ業務所ニ左ノ帳簿ヲ備フベシ

一、會員名簿

二、日記誌

三、會員派出簿

第十條 會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載シ等級別ニ之ヲ整理スベシ其ノ移動アリタルトキ亦同ジ

一、會員ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、入會退會ノ年月日

三、看護婦、准看護婦又ハ見習タルコト

四、看護婦免狀下付年月日、及廳府縣名並ニ番號

第十一條 日誌ニハ會員ノ入會、退會、派出、等級ノ變更、病氣、監督、教養ニ關スル事項其ノ他日々ノ出來事ニシテ重要ナルモノヲ記載スベシ

第十二條 會員派出簿ハ會員毎ニ口座ヲ設ケ派出年月日、派出先及看護料其ノ他一切ノ收入支出ヲ明瞭ニ記載スベシ

第十三條 経営者ハ會員ヨリ第九條ノ規定ノ帳簿開覽ヲ求メタルトキハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四條 経営者ハ會則ヲ業務所内見易キ場所ニ掲示スベシ

第十五條 看護婦會員タル看護婦ハ別記様式ノ看護婦證票ヲ携帶シ業務ノタメ派出セラレタルトキハ之ヲ依頼者ニ提出スベシ

看護婦證票ニハ所轄警察官署ノ檢印ヲ受クベシ

第十六條 看護婦證票ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、本籍、住所、族籍、氏名、生年月日

二、看護婦免狀ノ番號、下付年月日、及廳府縣名

三、看護婦會入會又ハ退會年月日及看護婦會名

四、等級

第十七條 経営者ハ見習ノ養成ヲ爲スコトヲ得、見習ハ看護ノ實務修習ノ爲メ左ノ制限ニヨル場合ノ外派出セシムルコトヲ得ズ

第十九條 経営者ハ正當ノ理由ナクシテ看護婦派出ノ需メヲ拒ムコトヲ得ズ

會員ハ正當ノ理由ナクシテ經營者ノナス派出ニ關スル指示ヲ拒ムコトヲ得ズ

看護婦になるまでの道程

職業婦人調査

一一一

第二十條 経営者ハ會員ノ種類、等級及氏名ヲ毎月末現在ニ依リ翌月五日マデニ業務所々轄警察官吏ニ届出ヅベシ

第二十一條 警察官署ノナス業務所ノ臨検又ハ帳簿其他ノ検査ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十二條 経営者ハ他ノ看護婦會員又ハ看護ノ業務ニ關スル團體若クハ組合ノ加入者ニ對シ脱退ヲ勧誘シ又自己ノ經營スル看護婦會ニ入會ノ勧誘ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 経営者ニシテ本令ニ違反シ又ハ公安、風俗ヲ害スルノ行爲ヲ爲シ若クハ爲スノ處アルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦同ジ

一、許可ヲ受ケタル日ヨリ百日以内ニ開業セズ又百日以上休業シタルトキ

二、會員が豫定數ノ半數以下ニ減少シタルトキ

三、行商不明トナリタルトキ

四、破産又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケタルトキ

五、禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

六、禁錮以上ノ刑ニ處セラシタルトキ

第二十四條 経営者ハ郡又ハ區（八王子市ニアリテハ市）ノ區域ニ依リ看護婦會組合ヲ組織スベシ但シ時宜ニ依リ一警察署ノ區域又ハ二郡市區以上ノ區域ニ依ルコトヲ得

第二十五條 東京市内ノ看護婦會組合ハ看護婦會組合聯合會ヲ組織スベシ、但シ他ノ郡市ノ組合ヲ加入セシムルコトヲ妨げズ

第二十六條 看護婦會組合及看護會組合聯合會ハ規約ヲ定メ事務所々在地所轄警察官署ヲ經テ警視廳ニ届出テ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第二十七條 看護婦會組合ハ組合區域内ニ於ケル看護婦及見習其ノ業務ニ依リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ之ヲ救濟スルノ方法ヲ講ズベシ

- 第二十八條 経営者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ズ
- 第二十九條 許可ヲ受ケズシテ看護婦會又ハ看護婦會類似ノ業務ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第三十條 第七條乃至第二十三條ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス
- 第三十一條 本令ハ總テ公衆ノ需メニ應ジ看護婦ノ派出ヲナス業務ニ適用ス

附則

第三十二條 本令ハ大正九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 本令施行ノ際現ニ當臨ノ許可ヲ受ケ看護婦會ヲ經營スルモノハ本令ノ規定ニ依リ經營セルモノト見做ス

第三十四條 前條ノ看護婦會ニシテ本令ノ規定ニ適合セザル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年内ニ本令ノ規定ニ適合セシムベシ但シ第二條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 第三十三條ノ看護婦會ハ本令施行ノ日ヨリ一ヶ月内ニ所轄警察官署ニ其ノ名稱、業務所々在地、經營者ノ族籍、氏名生年月日及會員ノ住所、氏名ヲ届出ヅベシ其ノ届出ヲ爲サミルモノハ廢業シタル者ト見做ス

別紙様式

| | |
|---|---------------|
| 監督 官署 印 | 看護 婦會 印 |
| 年月日 | |
| 等會住本 年齢 名所籍 履月齢 府日免 狀 等 證 票 | |
| 事項 | 事項 |
| 生氏 年月日 印 | 署 等 號 |

看護婦になるまでの道程

○看護婦規則施行細則（大阪）

府令第六十七號（大正四年九月二十七日）

改正大正七年九月府令第七十八號

看護婦施行細則左ノ通相定ム

看護婦規則施行細則

第一條 看護婦ノ免狀ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ具シ當廳ニ願出ベシ
 一、族籍、住所、氏名、生年月日

二、看護婦規則（以下單ニ規）第二條ノ資格ヲ證スベキ證書寫

三、戸籍謄本

四、規則第三條ノ疾患ニ關スル醫師ノ診斷書

第二條 看護婦當府管内ニ於テ其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ十日内ニ當廳ニ届出ヅベシ

第三條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、故ナク看護ノ依頼ヲ拒絶セザルコト

二、從業中ハ清潔ナル白色ノ被服及帽子ヲ着用シ其ノ左胸部ニ附錄雛形ノ徽章ヲ付スルコト

三、從業中ハ當該患者ニ對スル病床日誌ヲ作成スルコト

四、從業中ハ患者ハ勿論家人ニ對シ不親切ナル言動ヲ爲サバカルコト

五、不當ノ看護料又ハ名義ノ如何ヲ問ハズ看護料以外ノ金品ヲ要求セザルコト

六、從業中ハ免狀ヲ携帶シ當該吏員ノ求メアルトキハ之ヲ揭示スルコト

七、免狀ヲ他人ニ貸與セザルコト

第四條 看護婦會ヲ組織セムトスル者ハ其ノ會則ヲ添ヘ當廳ノ認可ヲ受ケベシ
 會則ヲ變更セムトスルトキハ亦前項ニ同ジ

第五條 看護婦會ヲ組織セムトスル者ハ年齢三十年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ當廳ニ於テ適當ナリト認ムル者ナルコトヲ要ス

一、看護婦免狀ヲ有シ萬五ヶ年以上ノ看護ノ業務ヲ爲シ且現ニ之ニ從事スル者

二、刑法第二十二章、第二十三章、第二十九章、第三十六章、第三十九章ノ罪ヲ犯シ若ハ看護婦ノ業務ニ關スル規則ニ違ヒ處罰ヲ受ケタルコトナキ者但シ處罰ヲ受クルモ改悛ノ情顯著ナル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 看護婦會々則ニハ概ネ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、名稱

二、目的

三、事務所ノ位置

四、事務員ノ員數並其ノ任務

五、會員監督並教養ノ方法

六、會費ノ收支

七、看護料金

第七條 看護婦會ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、二十名以上ノ會員ヲ有シ且ツ其ノ事務所ニ一名以上ヲ常備スルコト
 前號會員中看護婦ヲ加フルトキハ全會員ノ三分ノ一ヲ超過セザルコト

二、會員名簿及會員派遣簿ヲ備ヘ帶ニ之ヲ整理スルコド

三、看護依頼者ニ對シ會則所定以外ノ料金ヲ收受セザルコト

看護婦になるまでの道程

四、會員ニ對シ會則所定以外ノ費用ヲ徵收セザルコト

五、金錢出納簿ヲ備ヘ會費ノ收支ヲ明確ニシ共ノ支出ニ對シテハ當該證憑書類ヲ徵シ二ヶ年間之ヲ保存スルコト

六、名義ノ如何ヲ問ハズ免許ヲ受ケザル看護婦ヲ派遣セザルコト

七、看護ノ業務竝會務ニ關係セザル雇人ノ外看護婦ノ免許ヲ受ケザル婦女ヲ雇傭シ又ハ寄寓セシメザルコト

八、他ノ看護婦會々員ニ對シ入會ヲ勸誘セザルコト

第九條 看護婦會ヲ解散シ又ハ本則第六條第一號第三號乃至第五號及第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日內ニ當廳ニ届出ベシ

第十條 當廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ看護婦會ニ關スル帳簿並書類ノ提出ヲ命ジ又ハ檢閱スルコトアルベシ

第十一條 看護婦會ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ當廳ニ於テ其ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

二、本則第七條ニ違背シ又ハ帳簿並書類ノ提出及會則變更ノ命令ニ從ハザルトキ

三、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊シ若ハ其ノ處アルトキ

四、他人ノ名義ヲ以テ組織シタルトキ

五、三ヶ月以上事業ヲ休止シ若ハ其ノ組織者所在不明ナルトキ

第十二條 ノ二、府下ノ看護婦會ハ一ノ組合ヲ設クベシ

組合ハ規約ヲ定メ當廳ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

府下ニ於テ新タニ看護婦會ノ業務ヲ開始スル者ハ其ノ組合ニ加入スルコトヲ要ス

當廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合規約ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 規則及本則ノ規定ニ依ル願届ノ提出並免狀ノ返納ハ所轄警察官署ヲ經由スベシ

第十三條 本則第二條第三條第七條第八條ニ違背シ又ハ認可ヲ受ケズシテ看護婦會ヲ組織シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十四條 本則中看護婦會ニ關スル規定ニ付テハ其ノ組織者一切ノ責ニ任ズ

附 則

第十五條 本則ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年三月大阪府命第三十二號看護婦規則ハ之ヲ廢止ス

第十六條 従來ノ規定ニ依リ認定若ハ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シ若ハ看護婦試驗ニ合格シ且當廳ニ於テ適當ナリト認メタル者ニシテ大正四年十二月三十一日迄ニ出願シタルモノニ限り規則第四項ニヨリ看護婦ノ免許ヲ與フ

第十七條 規則第二條ノ資格ヲ有セザル者ト雖當廳ニ於テ其ノ履歷ヲ審査シ適當ト認ムルモノニ限り當分ノ内看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下附ス

第十八條 准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十九條 本則施行ノ際現ニ官公立又ハ私立病院ニ對シ男女ヲ問ハズ付添人又ハ看病人ヲ供給スル者ニシテ准看護婦又ハ男子ノ看護人ノミヲ其ノ會員トシテ組織スル看護婦會ニ對シテハ大正四年十一月三十日迄ニ當廳ニ願出ル者ニ限リ本則第五條ノ資格及第七條第一號ノ會員員數ニ關スル規定ヲ適用セザルコトアルベシ

第二十條 本則施行前認可ヲ受ケタル看護婦會ハ更ニ本則ニ依リ大正四年十一月三十日迄ニ當廳ノ認可ヲ受クベシ
但シ當分ノ内第五條ノ規定ヲ適用セズ
前項ノ認可ヲ受ケザルモノハ解散シタルモノト見做ス

第一項ニ依リ認可ヲ受ケタル看護婦會ハ當分ノ内其ノ會員數ノ最少限度ヲ十名トナスコトヲ得

第二十一條 本則施行前ノ看護婦會ノ支會又ハ出張所等ハ大正四年十二月三十一日限り廢止スベシ

以上

看護婦になるまでの道程

婆の産部

目 次

- 一、産婆の沿革.....一
- 二、産婆の數.....四
- 三、産婆の生計状態.....三
- 四、修業方法.....六
- 五、營業手續其他.....五
- 六、産婆組合及び産婆會.....六

产 婆 之 部

一、产 婆 の 沿 革

産婆の起源については適確な材料なく、之れを紐すべき由もなかつたが或は謂ふ數百年以前から存在したものである。

勿論極最初は生業でなく、経験が信用を生み、更に信用の厚きものが次第に職業的のものとなり、なほ進んで初めから之れを職業として立つ者が生じたものであらうと思はれる。然し産婆が學術的知識を有するものとなつたのは至つて最近のことで、それは恐らく明治も十年頃からのことで、それ以前は名も「こりあけ婆さん」などと呼ばれて専ら経験から得る熟練に依るものであつた。

明治維新以後西歐文明の入來と共に醫學衛生思想の輸入があつて從來の如きこりあけ婆さんの非衛生的なは文明社會に不相當を見て此處に產科醫師等が西歐學術的產婆學を取り入れ產婆養成なるものを開くに至つた物である。明治十三、四年頃には既に東京淺草に櫻井先生の紅杏塾があつた。その生徒募集に「産婆學講義は五月十日より十一ヶ月にして卒る」と云ふことが出るたのを見る。

其後明治二十一、二年頃東京府では府廳に産婆を集め、産婆に對する一場の訓辭をなし同時に口頭試問的に種々の質問をされたといふことである。爰に當時の産婆が如何なるものであつたかを知る二挿話がある。即ち「難産で如何にしても子供の出ない場合は如何したらよいか」の間に答へるに堂々と業を営んでゐる産婆の眞面目にて「水天

職業婦人調査

二

當をのませます」の如きたる。全く今にして考へれば嘘のやうな事實である。

而びて當時は今までの開業産婆に對して口頭試問を行ひ「當分の内産婆營業可否許候」この免狀を下附されたものである。從來營業の産婆以外は此時頃から次第に科學的知識を有する産婆に整理され明治三十一年内務省令産婆規則發布以來全國統一的に産婆試験が行はれこれによつて資格を得ることとなつたのである。而して其他の諸手續も統一され且つ全國相互通するやうになつたものである。

左表明治三十四年以降數年の産婆數について見れば、試験合格者は内務省令産婆規則による産婆試験に合格して資格を得たもので、從來開業者は規則發布以前から開業してゐたもので口頭試問等によつて引き營業を許されたるもの、限地開業者は諸事情の下に其地域内に於てのみ營業を許されたものであるが、試験合格のものは年々に増加し從來開業によるもの其他は次第に減少してゐる。

産婆累年數（衛生局年報より）

| 府縣別 | 産婆累年數 | | | | | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 明治三十四年 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
| 試験合格 | 八百四 | 一千零四 | 一千六百九 | 二千一百七 | 二千五百四 | 三千零三 | 三千五百三 | 四千零一 | 四千三百三 | 四千五百一 |
| 試験從來開業 | 一・五七九 | 一・五九九 | 一・六一九 | 一・六三九 | 一・六五九 | 一・六七九 | 一・六九九 | 一・七一九 | 一・七三九 | 一・七五九 |
| 限地開業 | 一・六五九 | 一・六七九 | 一・六九九 | 一・七一九 | 一・七三九 | 一・七五九 | 一・七七九 | 一・七八九 | 一・七八九 | 一・七八九 |
| 合計 | 二・八三九 | 二・八五九 | 二・八七九 | 二・八九九 | 二・九一九 | 二・九三九 | 二・九五九 | 二・九七九 | 二・九九九 | 二・九九九 |
| 人口一萬ニ付産婆數 | 一・四八九 | 一・五〇九 | 一・五二九 | 一・五四九 | 一・五六九 | 一・五八九 | 一・六〇九 | 一・六二九 | 一・六四九 | 一・六六九 |
| 田産婆數 | 一・四八九 | 一・五〇九 | 一・五二九 | 一・五四九 | 一・五六九 | 一・五八九 | 一・六〇九 | 一・六二九 | 一・六四九 | 一・六六九 |
| 人頭一萬ニ付産婆數 | 一・四八九 | 一・五〇九 | 一・五二九 | 一・五四九 | 一・五六九 | 一・五八九 | 一・六〇九 | 一・六二九 | 一・六四九 | 一・六六九 |

なほ今日の状態をみれば其傾向はますゞ進んでゐる。

大正十四年産婆數

| 府縣別 | 大正十四年産婆數 | | | | | | | | | |
|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 明治三十四年 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
| 試験合格 | 八百四 | 一千零四 | 一千六百九 | 二千一百七 | 二千五百四 | 三千零三 | 三千五百三 | 四千零一 | 四千三百三 | 四千五百一 |
| 試験從來開業 | 一・五七九 | 一・五九九 | 一・六一九 | 一・六三九 | 一・六五九 | 一・六七九 | 一・六九九 | 一・七八九 | 一・七八九 | 一・七八九 |
| 限地開業 | 一・六五九 | 一・六七九 | 一・六九九 | 一・七一九 | 一・七三九 | 一・七五九 | 一・七八九 | 一・七八九 | 一・七八九 | 一・七八九 |
| 合計 | 二・八三九 | 二・八五九 | 二・八七九 | 二・八九九 | 二・九一九 | 二・九三九 | 二・九五九 | 二・九七九 | 二・九九九 | 二・九九九 |
| 人口一萬ニ付産婆數 | 一・四八九 | 一・五〇九 | 一・五二九 | 一・五四九 | 一・五六九 | 一・五八九 | 一・六〇九 | 一・六二九 | 一・六四九 | 一・六六九 |
| 田産婆數 | 一・四八九 | 一・五〇九 | 一・五二九 | 一・五四九 | 一・五六九 | 一・五八九 | 一・六〇九 | 一・六二九 | 一・六四九 | 一・六六九 |
| 人頭一萬ニ付産婆數 | 一・四八九 | 一・五〇九 | 一・五二九 | 一・五四九 | 一・五六九 | 一・五八九 | 一・六〇九 | 一・六二九 | 一・六四九 | 一・六六九 |

職業婦人調査

八

右表によつて見れば全體の上に於ては大正元年から現在に至る約十五年間に一倍半の増加を、各府縣別に就いてもそれより一倍半乃至二倍半の増加を見る。之れを以て或は産婆の増加は過多であるといはれるかも知れぬ。但し今産婆一人當り出産の數を出してみると、

| 年 別 | 全 國 出 產 數 と 產 婆 數 | | |
|--------|-------------------|----------|-----------|
| | 出 生 | 死 產 | 合計(出產) |
| | 產 婆 | 產 婆 | 產 婆 |
| 明治四十五年 | 1,423,600 | 1,53,310 | 1,580,910 |
| 大正二年 | 1,745,600 | 1,84,720 | 1,830,320 |
| 同 三 年 | 1,750,400 | 1,84,720 | 1,835,120 |
| 同 四 年 | 1,742,000 | 1,84,720 | 1,826,720 |
| 同 五 年 | 1,740,300 | 1,84,720 | 1,825,020 |
| 同 六 年 | 1,741,100 | 1,84,720 | 1,825,820 |
| 同 七 年 | 1,741,200 | 1,84,720 | 1,825,920 |
| 同 八 年 | 1,742,600 | 1,84,720 | 1,827,320 |
| 同 九 年 | 1,746,800 | 1,84,720 | 1,831,520 |
| 同 十 年 | 1,750,000 | 1,84,720 | 1,834,720 |
| 同 十一年 | 1,754,300 | 1,84,720 | 1,839,020 |
| 同 十二年 | 1,758,000 | 1,84,720 | 1,842,720 |
| 同 十三年 | 1,762,300 | 1,84,720 | 1,847,020 |
| 同 十四年 | 1,766,000 | 1,84,720 | 1,850,720 |
| 同 十五年 | 1,770,300 | 1,84,720 | 1,854,020 |
| 同 十六年 | 1,774,000 | 1,84,720 | 1,857,220 |
| 同 十七年 | 1,777,300 | 1,84,720 | 1,860,420 |

出產數は日本帝國統計年鑑第四十五回に依り産婆數は内務省衛生局年報に依る

道府縣別出產數と產婆數 (大正十一年)

| 道府縣別 | 出 產 數 | 生 產 數 | 死 產 數 | 產婆數 | 產婆數 | |
|------|---------|---------|-------|-------|----------------|----------------|
| | | | | | ノ付 出產 一人 | ノ付 產婆 一人 |
| 北海道 | 101,411 | 48,000 | 5,626 | 1,610 | 680 | 3 |
| 東京都 | 115,000 | 110,820 | 4,180 | 1,710 | 315 | 5 |
| 神奈川県 | 147,940 | 80,760 | 4,750 | 1,701 | 414 | 6 |
| 千葉県 | 144,640 | 80,760 | 4,750 | 1,699 | 413 | 6 |
| 埼玉県 | 131,190 | 71,610 | 3,450 | 1,690 | 390 | 6 |
| 群馬県 | 128,940 | 69,820 | 3,120 | 1,681 | 381 | 6 |
| 長野県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 新潟県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 福井県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 山梨県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 山形県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 秋田県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 青森県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 岩手県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 宮城県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |
| 福島県 | 128,910 | 68,760 | 3,120 | 1,679 | 379 | 6 |

二、再診

五拾錢以上
貳圓——壹圓以上

一、沐浴料(一回)

五拾錢以上
貳圓——壹圓以上

但じ之等の規定は標準たるにすぎず、實際に於ては富裕な家ではお喜びを兼ねて相當なる御禮もあり、又貧しき家では此の標準にも達しないものがある。従つて又田舎と都會と、都會に於ても場處柄により、それゝ得意先の異なるにつれて收入にも多大の相異があるわけである。概して都會には著しく繁榮するものと甚しく困窮なるのとの兩端が存するはひざり産婆に於てのみではない。之を要するに、都會地に於ては普通月收入平均百五拾圓、郡部百圓乃至五拾圓と見ることが出来るであらう。

四、修業の方法

産婆にならうとするには看護婦の場合と略々同じく下の諸方法がある。一、指定産婆養成所に入學する事。二、産婆學校或は養成所等の速成科式のところを出て産婆試験を受け產院產科醫院に於て或は開業産婆の助手として實地経験を積む事。

一、指定産婆養成所、附錄に掲げた數箇の産婆學校及養成所の規則書に依つて知り得る如く修業年限を二ヶ年とし入學資格としては何れも高等小學校卒業或は高等女學校程度校二年修了以上の教育程度を有するものである。この年齢は満十五歳以上といふものが最も低いもので満十六歳以上、同十七歳以上、同十八歳以上等の制限がある。

學費は授業料として月に壹圓五拾錢から貳圓、貳圓五拾錢、參圓五拾錢等があり、其他壹圓乃至貳圓の入學手數料或は受験料が徵せられる。産婆養成にも看護婦の場合と同じく貲費或は給費のところもある。又寄宿舎の設備のあるところもあればないところもある。之等を考へて経費其他から最も好都合の一例をあげてみれば産婆養成所をも有する病院の看護婦養成科に入りその義務年限中に産婆の方を修業するの方がある。然し大阪醫大の病院の如きは産婆養成をもなし乍ら同院内勤務の看護婦はその授業をうけることが出来ない規定になつてゐるところもある。然し自ら産婆養成所を有たない病院、醫院でも同所に勤める看護婦をして産婆學校或は短期講習所等に通ふの便を與へてゐるのが普通の様である。

二、上述の如く病院勤務の看護婦を勤めながら産婆學校に通ふことの出来るものあり、又開業醫の家に於いて或は自家、親戚等にて産婆學校に通ふものがあり、更に官公署、會社等に勤務しつゝそれに生活費並に學費を得て産婆學校に通へるもの等がある。之を要するに兎に角先づ學校に通つて産婆學等學術的知識を得てそれで以て産婆試験を受けるものである。勿論規定によつて試験をうけるまでには學校其他で一ヶ年の産婆の學術を修業するといふことが必要條件になつてゐるものである。而して試験を通つて後產院、產科醫院、開業産婆の助手等に於て實地見習として實際の經驗をつむることになる。又産婆試験學說の合格者は別科中の實地科に産婆資格を有する者は實習科に入學せしむる産婆學校もある。據て以上の諸方法中産婆學校の經費についてみると、月謝一ヶ月貳圓乃至參圓みて其他に電車賃書籍費等併せて月に約拾圓もあれば出来るであらうか。勿論其他に住居と食費の必要な人は云ふまでもない。電車賃等も不要ぬ田舎であれば今少し少額でもすませられるであらう。兎角都に憧憬れて

產婆試驗出願者數及合格者數

(自大正十四年至大正十五年)

| 府縣及道縣 | 大正四年 | | 大正五年 | | 大正六年 | | 大正七年 | | 大正八年 | | 大正九年 | | 大正十年 | | 大正十一年 | | 大正十二年 | | 大正十三年 | | 大正十四年 | | 大正十五年 | |
|--|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| | 出願 | 合格 | 出願 | 合格 | 出願 | 合格 | 出願 | 合格 | 出願 | 合格 | 出願 | 合格 |
| 北東京大神兵長新堺郡千葉茨城三奈湖長崎島石巻郡秋田青森宮城長崎島山喜良木城城城馬玉湯崎川都阪京奈 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 |
| 北海道本資分國知媛川島山口高根山川井形森手萬城野卓賀梨岡知重良木城城馬玉湯崎川都阪京奈 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 | 105 | 49 |
| 合 佛考 二列書カレタル府縣ニ於テハ左ハ實地試験ノミノセナリ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

十五年度ハ一同ノ
外ニ學校ノミノ合格
アリ

大正十四年ハ實地試
驗ノミ外ニ學校ノミ
合格者アリ

*